

2025 年度

わんぱーくこうち内におけるキッチンカー出店事業者募集要項

2024 年 11 月

公益財団法人 高知市都市整備公社

## 1. 募集の目的

公益財団法人高知市都市整備公社（以下、「公社」という。）は、高知市から指定された指定管理者として、わんぱーくこうち(アニマルランド部分を除く)の管理運営を行っています。

本募集要項により、園内の賑わい創出やわんぱーくこうちの利用者のニーズに沿った食の提供においてサービスや利便性の向上を図るために、わんぱーくこうち内におけるキッチンカー出店事業者を公募するものです。

## 2. 募集内容

内容： 園内の賑わいづくりにつながるキッチンカー並びにテント出店による出店者を募集します。なお、わんぱーくこうちは、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方々にご利用いただいております。幅広い利用者が気軽に購入でき、満足を得られる飲食物を販売してください。

(1) 所在地 わんぱーくこうち(アニマルランド部分を除く) 高知市棧橋通6丁目9番1号

(2) 運営内容 開園時間：9:00～17:00  
入園料・駐車場利用(園内 約125台・臨時(土日祝) 約104台)：無料

(3) 出店期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日  
ただし、休園日 毎週水曜日(水曜日が祝日の場合は翌日)年末年始(12/28～1/1)及び臨時休園日を除く。

毎月の出店日については、出店当該月の2ヶ月前までに希望日の募集を行い、調整します。(初回は4月・5月を調整)

イベント実施月にも当公社から出店を依頼する場合があります。

冬休み(12/26頃～1/7頃)の期間に出店することも可能です。

**【次ページ(6)の表中を参照】**

荒天等、来園者の利用が見込まれない場合は、当公社と協議のうえ出店の可否を判断する。

(4) 出店時間 出店期間中における開園日のうち、公園の開園時間(9:00～17:00まで)内で公社と出店者間で調整する。

(5) 出店方法 ①キッチンカーによる出店

②テント設営による出店

出店に必要なテント、テーブル、イス等は出店者の負担と責任において設置する。

## (6) 出店場所及び出店料

会社が指定する場所については、**別紙1参照**

出店場所	出店料(税込) 1出店1日あたり
① 案内所南(幅3m×長さ6m=18㎡) (電気・水道料込)	売上の20%(様式3)または、3,000円
② 管理棟前(幅3m×長さ6m=18㎡) (電気・水道料込)	売上の20%(様式3)または、3,000円
③ 時計塔南1(幅3m×長さ6m=18㎡) (電気・水道料込)	売上の20%(様式3)または、3,000円
④ 時計塔南2(幅3m×長さ6m=18㎡) (電気・水道料込)	売上の20%(様式3)または、3,000円
⑤ 藤棚東 (幅2m×長さ4m=8㎡) (電気なし・水道料込) イベント時に搬入・搬出時間帯等の調整あり	売上の20%(様式3)または、2,000円

※ 複数の出店者の出店日と希望場所が重複する場合、出店場所につき当会社と協議のうえ決定させていただきます。

※①は、ミストシャワー設置時等は出店不可。

※ 出店場所は、事前に現地の下見調査を行ってください。

※ **出店料計算表(様式3)**

## 3. 出店条件

### (1) 出店契約の締結

期限内に応募書類を提出した出店希望者と出店に係る契約(請書)を締結します。

ただし、応募書類の内容に関して、この募集要項に違反している場合や虚偽記載が判明した場合、契約(請書)を締結しないので注意してください。

また、応募書類の内容によっては、契約(請書)を締結しないことがあります。

### (2) 出店料の納付

出店料(税込)は、会社の指定する場所(わんぱーくこうち公園管理棟2階事務室)で出店当日の出店終了後に納付してください。

### (3) 報告・調査への協力

売上・商品販売数等については、出店終了後に書面でその都度報告する。**(様式3)**

### (4) 販売品の回収及び清掃

廃棄物の処分・清掃等…使用済み容器及びゴミ・汚水は、回収ボックスを設置し、回収するとともに、出店者の責任において処分する。

出店場所及び回収ボックス設置箇所周辺の清掃を行う。

#### 4. 出店者の経費の負担

出店料(税込)、店舗運営費・維持管理費用(人件費、材料費)は、出店者が負担してください。

また、出店者の瑕疵により公園内の備品及び機材等を破損した場合も、出店者において現状回復を行ってください。

#### 5. 申請資格

(1) 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続の開始の申し立てを含む。(以下「更生手続開始の申立て」という。)をした者又は更生手続開始申立てをされた者。

ただし、同法第41条第1項の手続開始の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

ウ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされた者とみなす。

エ 地方税(個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。)、国税を滞納している者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。

カ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者。

キ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む者。

(2) 申請者は、以下の条件を満たしていること。

ア 令和6年度に出店又は、直近の過去6ヶ月以上連続して物販・軽飲食店の出店実績があること。店舗責任者となる者及び代表個人の実績でも構いません。

イ 過去5年間(令和元年4月1日から令和6年3月31日まで)において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

## 6. 遵守事項等

### (1) 出店に係る権利の譲渡等の禁止

出店者は、その出店に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用・代行させることはできません。出店者自らが出店してください。

### (2) 出店に関する注意事項

- ① 園内への車両の搬入・搬出(移動)時は、来園者の通行を阻害しないよう安全確保に注意して走行してください。
- ② 出店に必要な什器・備品・釣銭等は、すべて出店者が用意してください。
- ③ 当公社が指定した場所以外への貼り紙、看板の表示または掲示は認めない。
- ④ 出店時のBGMは、来園者や周辺住民等が不快に感じない範囲の小音量とし、キッチンカー等の外観やのぼり等について、当公社が風致・景観を害すると判断した場合には是正を求めることがあります。
- ⑤ 使用済み空き容器及びゴミ・汚水は、回収ボックスを設置し、出店者の責任において処分し清掃を行うこと。

## 7. 応募手続きとスケジュール

### (1) 募集要項の配布

令和6年11月21日(木)～令和6年12月15日(日) 25日間

※上記期間内に高知市都市整備公社のホームページより様式等をダウンロードしてください。

### (2) 質問の受付及び回答

出店に関して質問のある場合は、質問書(様式A)を令和6年11月22日(金)～令和6年11月26日(火)17:00までに FAX(834-1896)の方法でのみ受け付けます。

後日、回答いたします。

※電話や口頭での質問及び郵送での質問は受け付けておりませんのでご了承ください。

### (3) 申請書類の提出

申請は、メール又は直接持参の方法でのみ受け付けます。**※郵送では受け付けておりません。**

・申請書をご記入ください。

・書類の提出前に(5)の提出内容を必ずよくご確認ください。

(提出書類の不足や不備があった場合は、申請できない場合がありますのでご了承ください。)

提出書類は、メールの場合は、すべてPDF形式で添付し、送信してください。

リンクの貼り付けは不可です。

### (4) 提出先

・メールで申請の場合：メールアドレス [toshi@kochishi-ts.or.jp](mailto:toshi@kochishi-ts.or.jp) ← 提出先はこちら

・書類を直接ご持参の場合：わんぱーくこうち内公園管理棟2階事務室公園管理課まで

(注:毎週水曜日は休園日です。)

#### (5) 提出内容

以下①～④について、上記手順に従って申請書類への記入および必要書類の提出をお願いします。

提出内容および提出書類 (PDF)

提出内容及び提出資料	法人	個人
① 応募申請書 (様式 1)	○	○
② 誓約書 (様式 2)	○	○
③ 食品衛生法に係る(高知市保健所発行の営業許可証, 食品衛生責任者の資格を証明するもの(写し))	○ ○	○ ○
④ 出店を予定する該当キッチンカー(移動販売車)の車検証(写し) ※1	○	○
⑤ キッチンカーの外装備や、販売商品等がわかる写真の添付	○	○

※1 複数台のキッチンカーを所有し、出店を希望される場合の写しは出店希望車 1 台につき 1 許可証をご提出ください。

#### (6) 応募書類提出期限

提出期限：令和 6 年 12 月 26 日 (木) 17:00 締切

※応募に当たっては、書類提出はメール又は直接持参のみでの受付となりますので、ご注意ください。

出店開始日：令和 7 年 4 月 1 日(火)以降 から出店を想定

当公社と契約(請書)締結のうえ出店調整が整った場合を想定しています。

#### (7) 諸注意

- ① 一度提出した書類・データは、内容の変更、再提出、差し替えを認めません。
- ② 提出された書類は返却いたしません。
- ③ 応募に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ④ 提出書類に使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨としてください。
- ⑤ 出店事業者を選定された事業者の企画提案書の著作権(著作権法 27 条及び 28 条の権利を含みます。)は当公社に帰属し、著作者は当公社に対して著作者人格権を行使しないものとします。

### 8. 選定後の手続き

出店事業者候補として選定された事業者は、以下の日程において契約(請書)を締結及び出店調整について、必ず当公社と協議を実施することとします。

日程：令和 7 年 1 月 下旬ごろ(予定)

※当公社事務局において、対面での協議を想定しています。

## 9. 出店までのスケジュール

### 【日程】

内容・時期

募集要項の掲載(ホームページ・インスタグラム掲載)

令和6年11月21日(木)から令和6年12月15日(日)

出店に関する質問受付期間令和6年11月22日(金)から令和6年11月26日(火)17:00まで

提出書類の受付締切 令和6年12月15日(日)17:00 必着

契約及び出店についての協議 令和6年12月 下旬

出店業務委託開始 令和7年4月1日～

請書締結日は 令和7年1月上旬

出店予定 令和7年4月1日(火)から順次出店

## 10. 参考

### ○わんぱーくこうちイベント情報 (令和7年度予定)

わんぱーくこうちまつり	令和7年 4月 6日(日)
わんぱーくこうちスタンプラリー	令和7年 7月 20日(日) ※延期の場合は翌週の日曜
わんぱーくこうち親子木工教室	令和7年 8月 17日(日) ※延期の場合は翌週の日曜
わんぱーくこうち写生コンクール	令和7年 10月 19日(日) ※延期の場合は翌週の日曜
わんぱーくこうちクリスマスまつり	令和7年 12月 21日(日)
わんぱーくこうち雪まつり	令和8年 1月 17日(土)・18日(日) ※延期の場合は翌週の土曜・日曜

### ○わんぱーくこうち利用者数

令和5年度の実績ベース(月平均)

(参考)

土曜日 1,000人

日曜日 1,500人

祝日 1,600人

平日 50～400人

・GW及び小学校などの春休み・夏休み・冬休み期間は、2倍程度利用者が増えます。